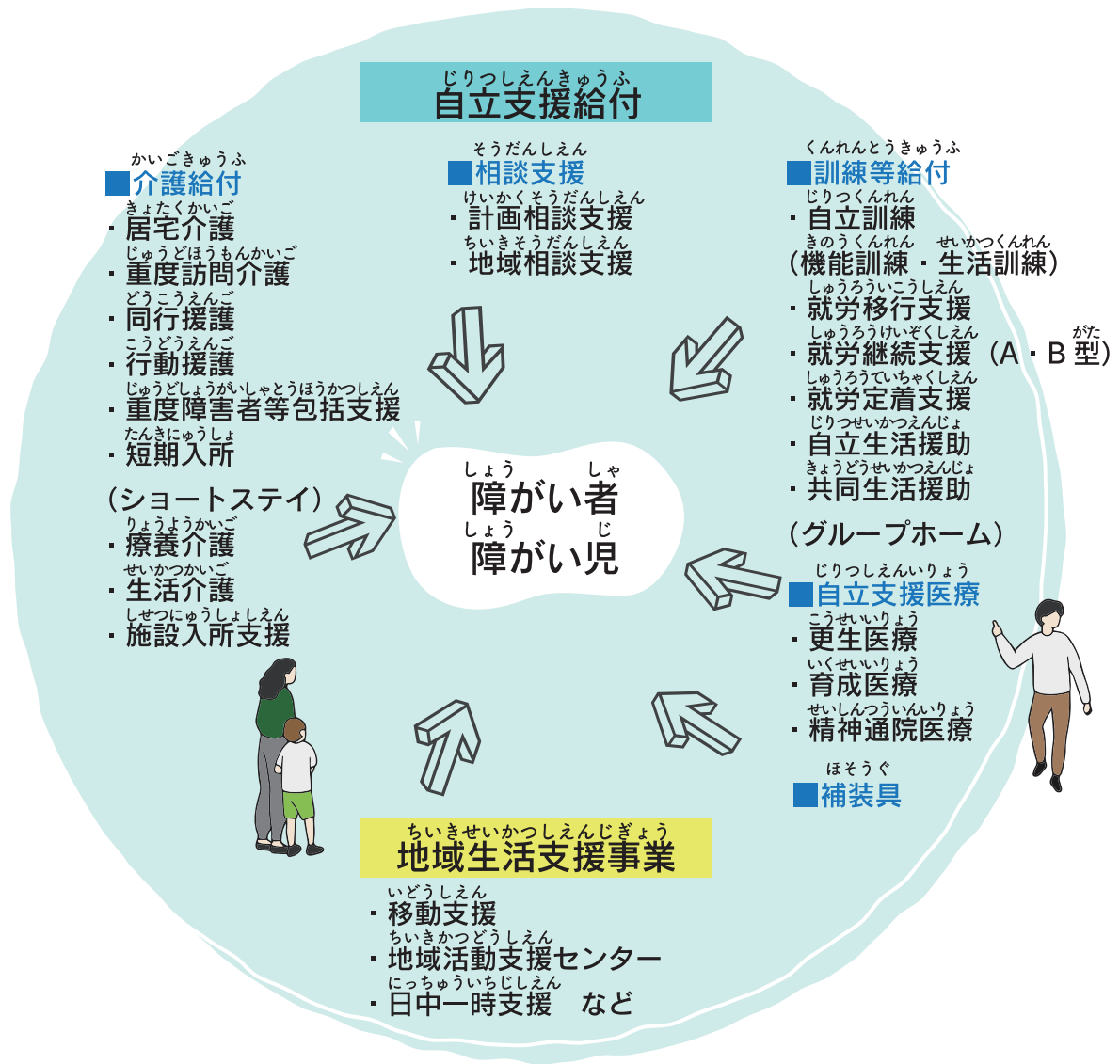


1. 障がい福祉サービスについて

(1) 障がい福祉サービスのしくみ

障がい福祉サービスは、大きく分けて「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の2つに分けられています。また、障がいのある児童に対して「児童福祉法」にもとづいて障害児通所支援や障害児入所支援などがあります。



障がい児対象

- 障害児通所支援
 - 児童発達支援
 - 医療型児童発達支援
 - 居宅訪問型児童発達支援
 - 放課後等デイサービス
 - 保育所等訪問支援

- 障害児入所支援
 - 福祉型障害児入所施設
 - 医療型障害児入所施設



ひょうちゅう たいしょうらん しゃ しょう しゃ
 ※表中の対象欄の「者」は「障がい者」、
 じ しょう じ
 「児」は「障がい児」であり、それぞれ
 りよう
 利用できるサービスです。

1. 障がい福祉サービスについて

(2) 利用できるサービスの種類

訪問系サービス：在宅での暮らしを支援するサービス

たいしょう 対象	サービス名	ないよう 内容
しゃ 者・児	きょたくかいご 居宅介護 (ホームヘルプ)	じたく 自宅で、にゅうよく 入浴、はいせつ 排せつ、しょくじ 食事などの手助けやへや 部屋の掃除、せんたく 洗濯などを行います。また、つういん 通院するとき付きそ 添いもします。
しゃ 者	じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護	おも 重い障がいがあり、つね 常にかいご 介護が必要な人におも 自宅で入浴、はいせつ 排せつ、しょくじ 食事などの手助けをします。また、がいしゅつ 外出するときのいどう 移動の支援もします。
しゃ 者・児	じゅうどしょうがいしゃとうほうかつしえん 重度障害者等包括支援	かいご 介護の必要性がとてつ 高いためにきょたくかいご 居宅介護などふくすう 複数のサービスを組み合わせて支援をします。

訪問系サービス：外出を支援するためのサービス

たいしょう 対象	サービス名	ないよう 内容
しゃ 者・児	どうこうえんご 同行援護	しかくしょう 視覚障がい、ひとりでのいどう 移動がむずか かしい方のために、がいしゅつ 外出するときどうこう 同行していどう 移動の支援をします。また、がいしゅつ 外出先でのだいひつ 代筆やだいどく 代読もします。
しゃ 者	こうどうえんご 行動援護	ちてきしょう 知的障がいやせいしんしょう 精神障がい、ひとりでのこうどう 行動がむずか かしい方にけいけん 危険を避けるためにひつよう 必要な行動の手助けやがいしゅつ 外出するときのいどう 移動の支援をします。
しゃ 者・児	いどうしえん 移動支援 (ちいきせいかつしえんじぎょう 地域生活支援事業)	しゃかいせいかつじょうひつようふかけつ 社会生活上必要不可欠ながいしゅつ 外出のためのしえん 支援を行います。(げんそく 原則として、かいごきゅうふ 介護給付におけるたいしょうしゃ 対象者はゆうせん 優先)

訪問系サービス：介護する家族などを支援するサービス

たいしょう 対象	サービス名	ないよう 内容
しゃ 者・児	たんきにゅうしょ 短期入所	じたく 自宅でかいご 介護しているかぞく 家族などがびょうき 病気になったときやしん 身のきゅうそく 休息が必要になったときなどに、みじか 短い期間しせつ 施設にしゅくはく 宿泊してもらい、しょくじ 食事やにゅうよく 入浴などのしえん 支援をします。
しゃ 者・児	にっちゅういちじしえん 日中一時支援 (ちいきせいかつしえんじぎょう 地域生活支援事業)	じたく 自宅のかいごしゃ 介護者がびょうき 病気やしごと 仕事などでふがい 不在の場合ににっちゅう 日中のあいだ 間、しせつ 施設で見まも 守り等をいどう 行います。

1. 障がい福祉サービスについて

日中活動系サービス：昼間の活動を支援するためのサービス

対象	サービス名	内容
しゃ者	せいかつかいご生活介護	つね かいご ひつよう かた しせつ おも にちゅう にゅうよく はい 常に介護が必要な方に、施設で主に日中、入浴、排せつ、食事などの手助けをします。また、ものをつくり出す創作的・生産的活動を行います。
しゃ者	りょうようかいご療養介護	びょういん しせつ いりよう ひつよう つね かいご ひつよう ひと 病院などの施設で医療が必要で、常に介護も必要な人に機能訓練や療養上の管理、看護、日常生活上の支援などをします。医療機関に入院して行うこともあります。
しゃ者・児	ちいきかつどうしえん地域活動支援センター ちいきせいかつしえんじぎょう(地域生活支援事業)	だ そうさくてき せいさんてきかつどう しゃかい こう ものをつくり出す創作的・生産的活動や、社会との交流を増やす活動などを行う場所として、障がいのある人の地域生活を支援します。

日中活動系サービス：自立や就労を支援するためのサービス

対象	サービス名	内容
しゃ者	じりつくんれん自立訓練 きのうくんれん せいかつくんれん(機能訓練・生活訓練)	じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いっていきかん 自立した日常生活や社会生活ができるように一定期間、身体機能や生活能力を向上させるための訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。
しゃ者	しゅうろういこうしえん就労移行支援	いっばんきぎょう はたら きぼう かた いっていきかん 一般企業などで働くことを希望する方に、一定期間、必要となる知識や能力を向上させるための訓練をします。
しゃ者	しゅうろうけいぞくしえん就労継続支援 (A型・B型)	いっばんきぎょう はたら むずか かた しえん う 一般企業で働くことが難しい方に、支援を受けながら働く場所を提供し、必要となる知識や能力を向上させるための訓練をします。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
しゃ者	しゅうろうていちゃくしえん就労定着支援	いっばんしゅうろう いこう しょう かた しゅうろう 一般就労へ移行した障がいのある方が、就労にともなう環境変化による生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問、来所により必要な支援をします。

1. 障がい福祉サービスについて

じゅうきょけい す ば せいかつ しえん
住居系サービス：住まいの場で生活を支援するためのサービス

たいしょう 対象	サービス名	ないよう 内容
しゃ 者	しせつにゆうしよしえん 施設入所支援	じたく せいかつ むづか しせつ にゆうしよ かた にゆう 自宅での生活が難しく、施設に入所している方に、入 浴、排せつ、食事などの手助けをします。
しゃ 者	きょうどうせいかつえんじよ 共同生活援助 (グループホーム)	ちいき きょうどうせいかつ かた じゅうきよ そうだん 地域で共同生活をしている方に、住居における相談や 日常生活での援助をします。また、入浴、排せつ、食 事などで介護が必要な方には介護サービスも行います。
しゃ 者	じりつせいかつえんじよ 自立生活援助	しせつ りよう しょう かた く 施設を利用していた障がいのある方がひとり暮らしを はじめたときに、生活や健康、近所づきあいなどに問 題がないか、訪問して必要な助言などの支援をします。

そうだんしえん
相談支援サービス

たいしょう 対象	サービス名	ないよう 内容
しゃ 者	けいかくそうだんしえん 計画相談支援	しょう ふくし サービス どう りよう きぼう かた そうごうてき 障がい福祉サービス等の利用を希望する方の総合的な 援助の方針や、サービスの組み合わせ等を検討し、サ ービス等利用計画の作成や、計画の評価等を行います。
しゃ 者	ちいきそうだんしえん 地域相談支援	ちいきこうしえん ・地域移行支援 しょうが しゃ しえんしせつ にゆうしよ かた せいしんかびょういん 障がい者支援施設に入所している方または精神科病院 に入院している方等に対し、住居の確保や関係機関と の調整など、地域における生活に移行するために必要 な支援を行います。 ちいきていちゃくしえん ・地域定着支援 じたく たんしんせいかつ かた たい じょうじ れんらくたい 自宅で単身生活をする方などに対して、常時の連絡体 制を確保し、緊急時には相談や必要な支援を行います。
じ 児	しょうがいじそうだんしえん 障害児相談支援	しょう じつうしよ どう りよう きぼう じどう そうごう 障がい児通所サービス等の利用を希望する児童の総合 的な援助の方針や、サービスの組み合わせ等を検討し、 しょうがいじしえんりようけいかく さくせい けいかく ひょうかどう おこな 障害児支援利用計画の作成や、計画の評価等を行いま す。

1. 障がい福祉サービスについて

障がいのある児童を対象にしたサービス

	サービス名	内容
児	じどうはったつしえん 児童発達支援	しょう みしゅうがくじ たいしょう にちじょうせいかつ ひつ 障がいのある未就学児を対象にして、日常生活に必 よう どうさ ちしき しどう しゅうだんせいかつ ひつよう てきおうくんれん 要な動作や知識の指導や集団生活に必要な適応訓練 おこな を行います。
児	いりょうがたじどうはったつしえん 医療型児童発達支援	ふくし じどうはったつしえん じょうし 福祉サービスとしての児童発達支援にあわせ、上肢 かし たいかん しょう じどう たい ひつよう ・下肢または体幹に障がいのある児童に対して必要 ちりょう おこな とされる治療を行います。
児	きょたくほうもんかたじどうはったつしえん 居宅訪問型児童発達支援	じゅうど しょう つうしょ しえん りよう こんなん しょう 重度の障がいなどで通所での支援の利用が困難な障 がいのある児童に対して、居宅を訪問して発達支援 じどう たい きょたく ほうもん はったつしえん をします。
児	ほうかごとう 放課後等デイサービス	しゅうがくちゅう しょう じどう たいしょう ほうかご 就学中の障がいのある児童を対象にして、放課後や なつやす ちょうききゅうかちゅう せいかつのうりよくこうじょう 夏休みなどの長期休暇中に、生活能力向上のための くんれん ちいきしゃかい こうりゅうそくしん おこな 訓練や、地域社会との交流促進などを行います。
児	ほいくしょとうほうもんしえん 保育所等訪問支援	ほいくしょ かよ しょう じどう たいしょう 保育所などに通う障がいのある児童を対象にして、 しせつ しえんいん ほうもん しゅうだんせいかつ てきおう 施設を支援員が訪問し、集団生活への適応のための せんもんてき しえん 専門的な支援などをします。
児	ふくしがた いりょうがた 福祉型・医療型 しょうがいじにゅうしょしえん 障害児入所支援	しょう じどう しせつ にゅうしょ ほご にちじょう 障がいのある児童を施設に入所させて保護し、日常 せいかつ しどう じりつ ひつよう ちしき ぎのう み 生活の指導や、自立に必要な知識や技能を身につけ るための支援をします。福祉サービスを行う「福祉 がた ふくし ちりょう おこな ふくし 型」と、福祉サービスにあわせて治療を行う「医療 がた 型」があります。

1. 障がい福祉サービスについて

(3) サービスの利用方法

障がい福祉サービスを利用するためには、事前の申請などが必要になります。

01 相談・見学

障害者相談支援センター、役場福祉係に利用

したいサービスについて相談します。気になる事業所の見学や体験を通して、利用者にあったサービスを決めることができます。



02 申請・調査

利用内容が決まったら役場福祉係へ申請用紙を提出します。調査員が、サービスの利用を希望する本人や家族等に対して、障がいや生活の状況などについて聞き取り調査を行います。

04 サービス等利用計画案の作成

指定特定相談支援事業者に、サービス等利用計画案の作成を依頼します。専門の職員（相談支援専門員）が、サービスを希望する方の意見や状況に合わせた利用計画案を作成します。

03 審査・判定

調査結果をもとにコンピューターで支援の必要性を判定（一次判定）します。その後、審査会で一次判定の結果と医師の意見書などをもとにした判定（二次判定）が行われ、どのくらいサービスが必要な状態なのかを示す「障害支援区分」が決められます。
※利用するサービスによって区分の必要のないものもあります。

05 支給決定

判定結果やサービス等利用計画案をもとに利用できるサービスの支給が決定します。支給が決定すると「障害福祉サービス受給者証」が交付されます。

06 契約

サービスを受ける事業者から重要事項などの説明を受け、利用契約を行います。

サービスの利用開始



1. 障がい福祉サービスについて

(4) サービスの利用者負担

月ごとにかかる利用者負担額には、その世帯に応じて、上限額が決められています。原則1割負担ですが、利用するサービスの量に関わらず、上限額以上の負担はありません。また、サービス内容により別途食事等の実費負担が発生する場合があります。

■所得を判断する世帯の範囲

種別	世帯の範囲
① 18歳以上の障がいがある人 (施設に入所する18.19歳を除く)	障がいのある人とその配偶者
② 障がいのある児童 (施設に入所する18.19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

① 障がいのある人の利用者負担

区分	世帯の収入状況	上限額 (月額)
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割16万円未満) ※入所施設利用者(20歳以上)及び グループホーム利用者を除く	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

※入所施設利用者(20歳以上)及びグループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合「一般2」になります。

② 障がいのある児童の利用者負担

区分	世帯の収入状況	上限額 (月額)
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割28万円未満)	通所施設、ホームヘルプ 利用の場合 4,600円
		入所施設利用の場合 9,300円
一般2	上記以外	37,200円